

美しい 県土づくりNEWS

知恵と工夫

2005年

Nov 11

岩手県県土整備部手づくり広報誌

美しい県土づくり NEWS 16号

平成17年11月2日発行

編集 県土整備企画室

CONTENTS

| | |
|------|------------------------------------|
| Page | |
| 2 | ● 今月の人 早池峰湖畔と地域振興 上森花巻地方振興局土木部長 |
| 3 | ● 県内建設業の現状と課題 |
| 8 | ● 一級河川砂鉄川の取組み |
| 12 | ● 県土整備部予算の状況 |
| 14 | ● 地域の実情に応じた道づくり |
| 16 | ● 公共土木施設の整備水準 |
| 17 | ● 県土整備 TOPICS |
| 19 | ● インフォメーション |
| 20 | ● みんなの声 |

岩手の残したい景観 Vol. 7

八幡平市平笠付近から見る初冬の田園と岩手山の景観

【選ばれた理由】

最近はあちこちで休耕田が増えていますが、この付近はまだまだ広い田園地帯です。このごろ機械で稲刈りをして稻わらも一緒に処分してしまうところが多いようですが、ここでは自然乾燥させていて、整然と並んだ様子が非常にきれいです。早朝の真っ青な空に映える岩手山とあいまって、すばらしい景観を撮ることができました。

(写真「初冬の田園」平成13年度盛岡市観光写真コンテスト佳作受賞作品)



「いわての残したい景観」は県土整備部都市計画課のホームページでご覧になれます。

<http://www.pref.iwate.jp/~hp0604/machi/nkeikan/nkdbtop.htm>



今月の人

早池峰湖畔の桜と地域振興

花巻地方振興局土木部長 上森 周二



標高 1917m の早池峰山は、ハヤチネウスユキソウをはじめ高山植物の宝庫であり、標高 1300m 以上の高山植物帯の全域が特別天然記念物に指定されている国定公園である。

その山麓から流れている稗貫川に、昭和 62 年、岩手県が早池峰ダムの建設に着手し、平成 13 年 3 月に完成している。建設途中の平成 7 年に「地域に開かれたダム」の指定を国から受け、地域の発展に寄与するようなダム周辺の施設整備が進められた。堰き止められて出来た湖の周辺に付け替えられた県道や町道及び広場や水辺公園等には景観に配慮した施設ができている。湖畔から見る早池峰連山、湖面に映る橋や山々の木々の色、実に見事な景観である。四季を通じて美しいが、とりわけ秋の紅葉時期は絶景である。

ダムが完成して 2 年後の平成 15 年に、地域住民がダム湖を活かして周辺を桜の名所にしたいとの話が持ち上がり、ヤマザクラ 1000 本の成育を目指して「早池峰湖に桜を植える会」(会長: 小松充夫) を立ち上げた。平成 15 年から 3 カ年で 5 回の植樹を実施し、約 1000 本を達成したところである。地元住民をはじめ、(財) 岩手県土木技術振興協会、花巻地方林業振興協議会、(財) 日本宝くじ協会、及び岩手県企業局からの苗木や資材の提供を得て植樹が行われてきた。数年後には、春の花見が期待出来そうである。

また、「早池峰湖に桜を植える会」の方から、植樹した桜の下草刈に併せて周辺県道の草刈要望があり、県庁道路環境課と相談の上、本年 7 月に県道紫波川井線及び県道盛岡大迫東和線の延長約 6.7km の草刈を当会に(大迫町経由で) 委託し実施されたところである。草刈には、会員となっている三つの自治会(白桜、折壁、大又) から多数が参加し、地域の連携の良さと団結力の強さが感じられたとの報告を受けている。

去る 10 月 22 日には、「早池峰湖に桜を植える会」会員と振興局職員との懇談会(座長: 村井振興局長) が開催された。会員からは「県道の草刈を引き続き来年度以降もやらせて欲しい。」「県行造林を放置しないような施策や県産材を活用した公共事業で林業の活性化支援を振興局に願いたい。」「地産地消で食のもてなしをし、湖面ではボートやカヌーを浮かべさせて観光振興を図りたい。」等々、地域振興について活発に意見交換がなされた。地域住民がダム湖畔の桜の植樹や県道の草刈を通じて、更に協力し合いながら地域の環境や暮らしを良くしたいという思いに、何らかの支援ができればと感じたところである。

我々職員一同、地域の実情をよく知り、地域住民及び関係部署との連携と協働で、地域の自立・くらしの維持向上に役立つような取り組みをしていきたいと思う。

11月

主要行事

津波防災に関する講演会

- 期日 11月 1 日(火)
- 時間 13 時 30 分～15 時
- 場所 久慈市防災センター
- 担当 久慈地方振興局土木部

トンネル防災訓練

- 期日 11月 1 日(火)
- 時間 11 時～13 時
- 場所 国道 45 号城山トンネル
- 担当 釜石地方振興局土木部

国道 340 号シンポジウム

- 期日 11月 2 日(水)
- 時間 13 時～16 時
- 場所 川井村小国トレーニングセンター
- 担当 宮古地方振興局土木部

盛川漁協との覚書調印式

- 期日 11月 4 日(金)
- 時間 13 時 30 分～14 時
- 場所 大船渡市役所
- 担当 鷹生ダム建設事務所

主要地方道花巻大曲線小倉山 5 号トンネル築造工事貫通式

- 期日 11月 9 日(水)
- 時間 10 時～12 時
- 場所 沢内村川舟地内
- 担当 北上地方振興局土木部

岩手県建設雇用改善推進大会

- 期日 11月 9 日(水)
- 時間 13 時～14 時 30 分
- 場所 盛岡市・建設会館
- 担当 建設技術振興課

宮古港貿易活性化セミナー

- 期日 11月 10 日(木)
- 時間 14 時～16 時
- 場所 浄土が浜バーカホテル
- 担当 宮古地方振興局土木部

陸前高田市愛宕下地区画整理事業竣工記念式典並びに祝賀会

- 期日 11月 13 日(日)
- 時間 9 時 30 分～12 時
- 場所 陸前高田市愛宕下公園・キャピタルホテル 1000
- 担当 大船渡地方振興局土木部

緑資源幹線林道八戸川内線開通式

- 期日 11月 15 日(火)
- 時間 10 時～13 時
- 場所 川井村夏屋
- 担当 盛岡地方振興局土木部

釜石自動車道田瀬地区安全祈願祭

- 期日 11月 16 日(水)
- 時間 10 時 30 分～12 時
- 場所 東和町
- 担当 道路建設課

高規格幹線道路関係フォーラム

- 期日 11月 16 日(水)
- 時間 13 時～17 時
- 場所 遠野市
- 担当 道路建設課

久慈湾総合開発講演会

- 期日 11月 18 日(金)
- 時間 15 時～17 時
- 場所 ロイヤルパークかわさき
- 担当 久慈地方振興局土木部

県内建設業の現状と課題

資料：平成 17 年 8 月県土整備常任委員会より

1 県内における建設業の位置づけ

平成 15 年度の岩手県県民経済計算（速報値）によりますと、本県建設業の生産額は、県内総生産の約 8% を占めています。

また、平成 16 年事業所・企業統計調査によると、県内事業所における建設業の占める割合は約 10%、県内従業者における建設業従業者の占める割合は約 12% となっており、県内総生産、事業所数、従業者数におけるシェアから見て、建設業は本県における基幹産業のひとつとして位置付けられるものと考えられます。

表 1 県内総生産における建設業の割合

| 年度 | 平成 14 年度 | 平成 15 年度 |
|-----------|-----------|-----------|
| 県内総生産(名目) | 45,638 億円 | 45,473 億円 |
| うち建設業(名目) | 3,822 億円 | 3,644 億円 |
| 建設業の占める割合 | 8.4% | 8.0% |

(平成 15 年度岩手県県民経済計算(速報)

表 2 県内における建設業事業所数の状況

| | 平成 13 年 | | 平成 14 年 | | 増減数 | 増減率 |
|-----|---------|-------|---------|-------|--------|------|
| | 実数 | 構成比 | 実数 | 構成比 | | |
| 建設業 | 7,075 | 10.3 | 6,794 | 10.4 | ▲281 | ▲4.0 |
| 総数 | 68,387 | 100.0 | 65,229 | 100.0 | ▲3,158 | ▲4.6 |

(平成 16 年事業所・企業統計調査(調査時点 H16.6.1)

表 3 県内における建設業従業者数の状況

| | 平成 13 年 | | 平成 14 年 | | 増減数 | 増減率 |
|-----|---------|-------|---------|-------|---------|-------|
| | 実数 | 構成比 | 実数 | 構成比 | | |
| 建設業 | 72,457 | 13.0 | 62,555 | 11.9 | ▲9,902 | ▲13.7 |
| 総数 | 557,722 | 100.0 | 525,657 | 100.0 | ▲32,065 | ▲5.7 |

(平成 16 年事業所・企業統計調査(調査時点 H16.6.1))

続きまして、建設業を取り巻く現状についてご説明いたします。はじめに県内建設業許可業者数の推移(図 1)についてですが、建設業許可業者数は、平成 10 年度には 5,000 者を超えて、平成 12 年度以降は小幅ながら 3 年連続して減少しておりましたが、平成 15 年度にはわずかに増加に転じ、平成 16 年度もさらに増加して減少傾向にストップがかかった状況となっております。

次は、本県における建設投資額の推移と建設業許可業者数の推移とを比較対照したものを図 1 で示しています。

建設投資額は平成 12 年度から平成 15 年度まで減少傾向が続いているにもかかわらず、許可業者数は平成 15 年度以降やや増加傾向にあり、建設投資額と許可業者数のバランスの崩壊が一層進行しているものと考えられます。

本県における建設業の位置づけ

| |
|----------------------------|
| 本県建設業の県内総生産に占める割合 ~ 約 8% |
| (平成 15 年度岩手県県民経済計算(速報)より) |
| 県内事業所における建設業の占める割合 ~ 約 10% |

(平成 16 年事業所・企業統計調査より)

県内従業者における建設業従業者の占める割合 ~ 約 12%

(平成 16 年事業所・企業統計調査より)

県内総生産、事業所数、従業者数におけるシェアから見て、建設業は本県の基幹産業として位置づけられる。

表 1 は、県内総生産における建設業の割合について、平成 14 年度及び平成 15 年度の数字を示しています。

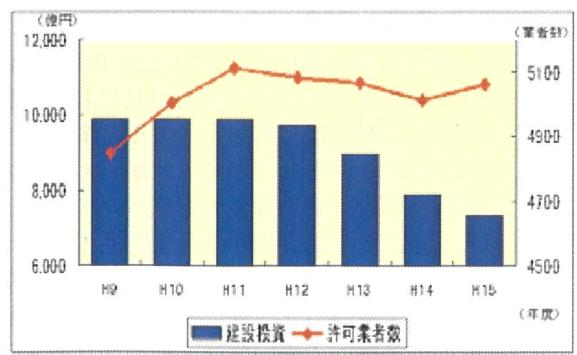
建設業の占める割合は、平成 14 年度で 8.4%、平成 15 年度で 8.0% となっており、平成 14 年度に比して、平成 15 年度は割合が若干減少 (0.4 ポイント) しています。

次に、県内における建設業の事業所数の状況(表 2)ですが、平成 13 年度に比して平成 16 年度は、事業所数が全体においても、また、建設業においても減少しておりますが、建設業事業所数の全体に占める割合は平成 13 年度が 10.3%、平成 16 年度が 10.4% となっております。

次に、県内における建設業従業者数の状況(表 3)ですが、平成 13 年度に比して平成 16 年度は、全体で 5.7% 減少しているのに比べて、建設業においては 13.7% と大きく減少しており、建設業従業者数の全体に占める割合は平成 13 年度が 13.0%、平成 16 年度が 11.9% となっております。

以上のとおり、シェアにおいて若干の減少は見られるものの、依然として建設業は本県における基幹産業のひとつとして位置付けられるものと考えられます。

図 1 本県建設業許可業者数と建設投資額の推移



続きまして、請負資格者数の推移についてですが、県が実施する入札に参加するためには、あらかじめ請負資格者名簿に登載されている必要がありますが、本県請負資格者数については、平成 16 年度までは約 3,000 者（実数）余りで、ほぼ横ばいの状況で推移してきました。

平成 17 年度において約 1 割ほど数が減少しておりますが、これは、平成 17・18 年度から土木工事、建築一式工事等の格付けを行っている業種において技術者要件の引上げを行ったこと等によるものと考えています。

次に、建設業の倒産状況についてご説明いたします。図 2 のグラフは、建設業とその他の産業の倒産件数を棒グラフに、全体の倒産件数を折れ線グラフで示しております。

本県の建設業の倒産状況は、平成 14 年度をピークに、平成 15、16 年度は減少しておりますが、倒産件数自体は 40 件を超えており、依然として高い水準で推移しております。

次は、県内建設業の倒産件数と新規許可申請件数（知事許可）を比較対照したグラフ（図 3）をお示ししております。

先ほど述べたとおり、倒産件数については平成 14 年度をピークに、それ以降、やや減少してきており、新規許可申請件数についても、平成 12 年度以降減少傾向にあります。数字的には倒産件数よりも新規許可申請件数がかなり上回っており、一概には言えませんが、許可業者数が全体的に増加傾向にあることが窺われます。

次に、県営建設工事の発注状況についてですが、図 4 のグラフは、県営建設工事の普通会計分（落札ベース）の発注金額と件数を示しています。

金額及び件数とも平成 10 年度をピークに減少しており、平成 16 年度の発注件数（約 2,100 件）は、平成 10 年度（約 4,200 件）の 5 割程度にまで落ち込んでいます。

また、平成 16 年度の発注金額（690 億円余）は、平成 10 年度（2,090 億円余）に比較すると約 3 分の 1 にまで減しております。

以上、本県建設業を取り巻く現状につきまして、ご説明いたしましたが、建設投資額と建設業許可業者数とのアンバランスが進行しつつあるほか、県内建設業の倒産件数は、依然として高い水準で推移しており、県における発注量の減少ともあいまって建設業を取り巻く経営環境は、一段と厳しい状況下にあるものと考えております。

次に、去る 6 月 21 日に、公正取引委員会からなされた排除勧告に関連し、勧告を受けた企業の県営工事受注状況や勧告がなされた場合の県において想定される対応等につきましてご説明いたします。

今回の勧告は、県が発注する建築一式工事の入札参加業者 91 社に対し行われ、91 社は、いずれも勧告に対して不応諾と回答しておりますが、次頁のグラフは、排除勧告を受けた 91 社の平成 16 年度における県営建設工事の受注状況（普通会計・落札ベース）を示しています。

左のグラフは、全体の受注件数と 91 社が受注した分の件数を示しており、全業種で見ると 91 社の方々は、建築以外に土木や舗装、その他というような工事を行っております。

同じく右側のグラフですが、全体の受注金額と 91 社が受注した分の金額を示しており、建築以外に土木とか、その他業種の工事の受注実績があります。

図 2：県内建設業の倒産件数の推移

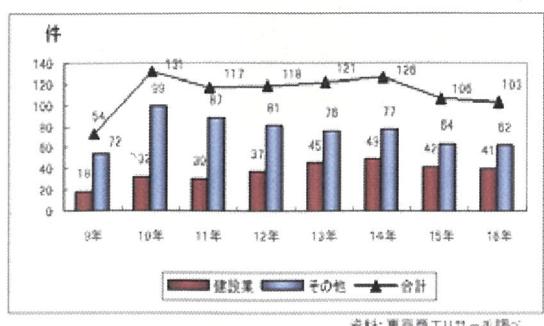


図 3：県内建設業倒産件数と建設業許可新規申請の状況

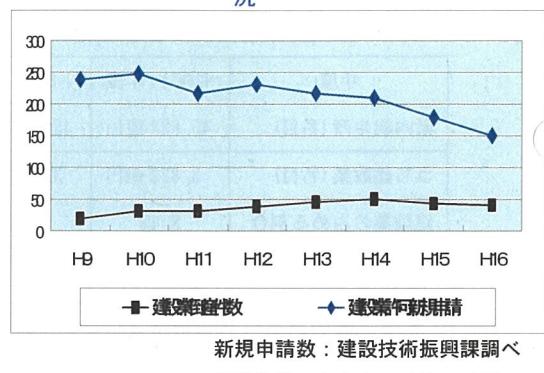
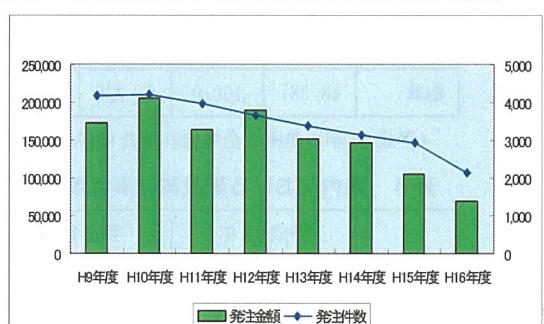
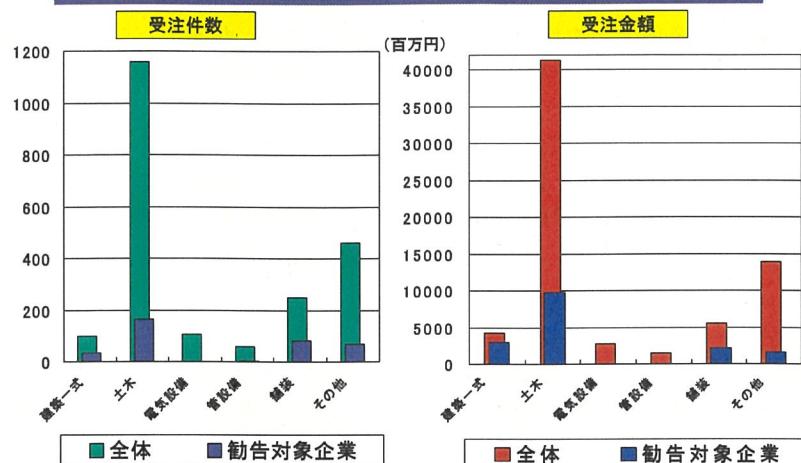


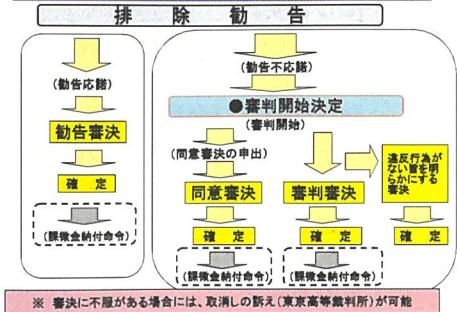
図 4：県営建設工事の発注件数と発注金額の推移



平成16年度における排除勧告対象企業の受注工事の状況



公正取引委員会における排除勧告後のながれ



次に、公正取引委員会における排除勧告後のながれにつきまして、ご説明いたします。通常、勧告を応諾した場合には、公正取引委員会において審判手続を経ずに排除勧告と同趣旨の審決（勧告審決）を行います。

・ 勧告審決が確定した場合には、入札談合物件について、ペナルティとして課徴金が課されることとなります。

・ 勧告を応諾しない場合は、公正取引委員会において審判開始決定を行い、審判手続を経た後、違反事実の有無等についての審決（審判審決）を行います。

違反行為があった旨の審決がなされれば確定後、入札談合物件について、ペナルティとして課徴金が課されることとなります。

なお、場合によっては、審判において違反行為がなかった旨の審決がなされる場合もあります。

なお、公正取引委員会の審決に不服がある場合は、審決取消しの訴えを東京高等裁判所に提起することができます。

次に、入札談合等の独占禁止法違反の行為があった場合の県における対応ですが、県の指名停止措置基準においては、県内において独占禁止法違反の行為があった場合は12ヶ月の指名停止措置を行うこととしています。

また、指名停止については、過重措置等も定めており、該当する違法行為等を繰り返しているなど極めて悪質な場合には指名停止期間を最高2倍まで延長する場合があります。

次に、建設業法における対応ですが、本県では、建設業許可業者において独占禁止法違反の行為があった場合には、監督処分基準において、15日以上の営業停止処分とすることとしております。

公正取引委員会の排除勧告に関連する事項につきましては、以上のとおりとなっております。

指名停止措置について

⇒県内における独占禁止法違反は12か月

(排除勧告の数や過去3か年の指名停止実績により加重措置あり)

県営建設工事に係る指名停止等措置基準(別表第2)

| 措置基準 | 適用基準 | 期間 |
|--|---|-----|
| (独占禁止法違反) 4 県営工事に關し、 独占禁止法第3条又 は第8条第1項第1号 に違反し、工事の請 負契約の相手方とし て不道徳であると認 められるとき。 | 独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、公正取引委員会の排除勧告に対する応諾が判明した場合(応諾を拒否したときは審判手続開始決定後違反があった旨の審決が出た場合)若しくは公正取引委員会から課徴金納付命令が出され審判手続開始請求期限までに審判手続開始の請求がなされない場合(事業者が審判手続開始の請求をした場合は、審判手続開始決定後納付すべき旨の審決がでたとき)又は刑事告訴がなされた事実が判明した場合。 | 12月 |

過重措置等 (指名停止等措置基準第4・第5)

| | |
|--|--------------|
| ●過去3年の指名停止実績がある場合⇒1ヶ月過重 | 12月 ⇒ 13月 |
| ●情状酌量すべき特別の事由がある場合⇒2分の1まで短縮可能 (例:発注機関職員から強要されて贈賄した場合など) | 12月 ⇒ 6~12月 |
| ●極めて悪質又は重大な場合⇒2倍まで延長可能 (例:該当する違法行為等を繰り返している場合など) | 12月 ⇒ 13~24月 |
| ●審判手続に移行し、審決に至る経緯・内容により過重可能(1か月) | 12月 ⇒ 13月 |

本県における建設業法による監督処分について

独占禁止法違反については、15日以上の営業停止処分

建設業法による監督処分基準(監督処分の具体的基準・抜粋)

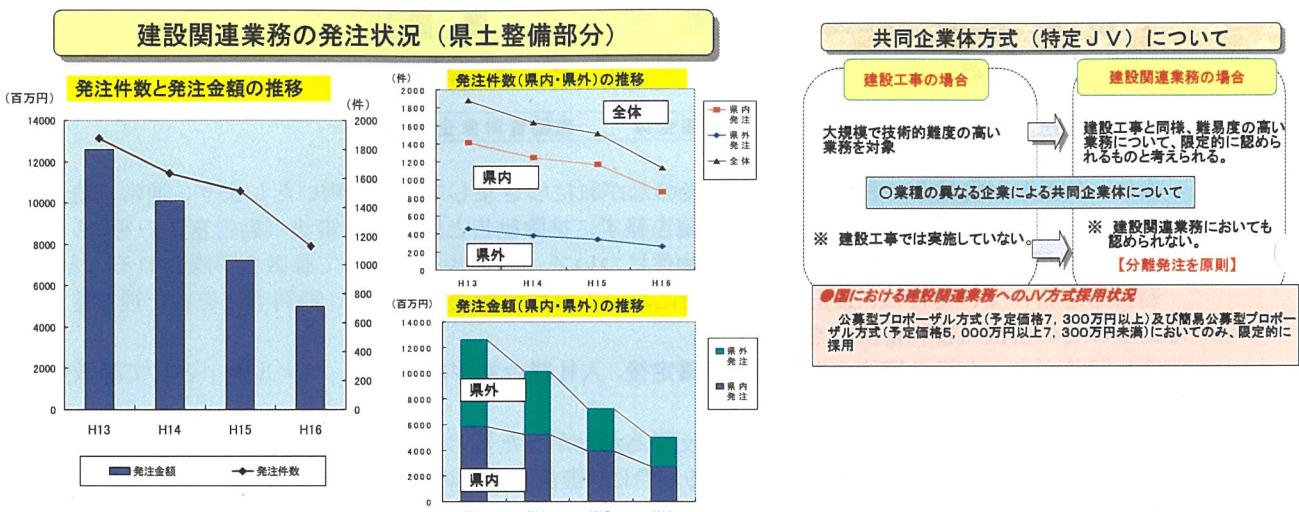
| 不正行為の内容 | 処分内容 |
|--|---|
| ①建設業者の業務に関する談合・贈賄等 刑法違反(競売入札妨害罪、談合罪)、補助金等適正化法違反、 独占禁止法違反 | ⑤独占禁止法に基づく排除勧告の応諾、審決の確定又は課徴金納付の確定があった場合 営業停止 15日以上 |

次に、建設工事に関する測量や調査・設計等の建設関連業務の入札契約制度についてご説明いたします。

下の図には、県土整備部における建設関連業務の発注状況のグラフを示しており、左側のグラフが全体の発注件数（折れ線グラフ）及び発注金額（棒グラフ）の推移を示しておりますが、平成13年度から平成16年度まで、発注件数及び発注金額はともに減少しております。

また、中央の上下2つのグラフは、県内・県外別の発注件数と発注金額の推移を示しており、県内発注率を件数及び金額について見ると、件数ではおおむね70%台、金額ではおおむね50%台で推移しております。

建設関連業務につきましては、指名基準等に基づき、県内企業で受託可能と認められる業務については、今後とも県内優先発注を原則として、公平性、競争性を確保しながら県内への受注機会の確保に努めていくこととしております。



次に、建設関連業務における共同企業体、特定JVの考え方についてご説明いたします。共同企業体方式につきましては、建設工事の場合は、大規模で技術的難度の高い業務を対象として採用されております。建設関連業務においても、基本的に考え方は同様であり、技術的に難易度の高い業務について、限定的に認められるものと考えております。なお、業種の異なる企業による共同企業体方式については、建設工事では実施しておらず、分離発注を原則とする建設関連業務においても認められないものと考えております。建設関連業務の入札契約制度については、以上のとおりとなっております。

次に、現状における課題に対する県の取組み状況についてご説明いたします。

はじめに入札契約制度における取組み状況ですが、右の表にありますとおり、県ではこれまで入札制度の改善に種々取り組んでまいりました。平成17年7月には、今回の排除勧告の問題を受けて、勧告を受けた業者からは入札の際にそれぞれ誓約書を徴することとしております。当面は、今回の排除勧告を受けた91社に限って行うこととしておりますが、誓約書の提出者がその入札において違反行為が判明した場合には、指名停止期間を2倍にまで延長することとができます。

また、新聞報道にもありますとおり、県では今回の公正取引委員会からの排除勧告の問題を受けて、入札改革の一環として9月1日からは全工事の入札で予定価格を事前公表することとしたほか、指名競争入札の指名業者を現行の10者から20者に増やすなどの方針を8月1日に開催された県入札制度改善等検討委員会において決定しております。

本県における県営建設工事入札契約制度改善の取組み

| 導入時期 | 項目 |
|----------|--|
| 平成12年1月 | 設計金額の事前公表(設計金額2億円以上) |
| 平成12年2月 | 条件付一般競争入札の導入(設計金額2億円以上) |
| 平成12年9月 | 指名業者の事前公表の廃止 |
| 平成13年1月 | 談合の場合はペナルティ強化 (契約約款に発注者の解除権と賠償金(請負代金の10分の1)を明記) |
| 平成13年5月 | 入札監視委員会の設置(入札監視と苦情処理) |
| 平成14年8月 | 条件付一般競争入札の施工実績要件の緩和 |
| 平成15年7月 | 県営建設工事入札契約適正化委員会の設置 |
| 平成15年8月 | 地元優先条項を請負契約に付記(県内下請及び県内資材の活用を要請) |
| 平成16年1月 | 受注希望型指名競争入札の導入(5千万円以上1億円未満) |
| 平成16年11月 | 予定価格の事前公表(条件付一般競争入札) |
| 平成17年1月 | 電子入札の一部運用開始 |
| 平成17年7月 | 独占禁止法に基づく排除勧告を受けた者からの誓約書の徵収 違反行為が判明した場合のペナルティ強化 (指名停止期間2倍まで延長可能) |

次に、建設業全体にわたる課題への取組み状況についてご説明いたします。

先ほど、ご説明したとおり、建設業を取巻く現状を見ると、県内建設企業は厳しい状況に直面していることが認められます。これらの状況に対応するためには、課題として、公共事業に過度に依存しない経営体質の強化を図るなど、各企業、建設業団体、県が連携して建設業の構造改革に取り組んでいく必要性が認められます。

そこで、課題への取組みとして、現在、県が進めております建設業構造改革推進プロジェクトの概要につきまして最後にご説明いたします。県では、現在、プロジェクトに掲げている4つの事業を中心に取組みを行っております。

1つ目は、新技術等開発促進事業で、県内企業が独自に開発した新技術、新工法、新商品について、県営工事でモデル的に使用し、今後の販路拡大、活用機会の拡大等を図って、県内建設企業等の活性化を図ることとしております。

2つ目は、新建設産業創出モデル事業で、新分野進出等に意欲的・先進的な取組みを行っている企業の表彰制度を創設するなど、企業の経営体質強化への取組み意欲を喚起することとしております。

3つ目は、「新しいわて建設業振興指針」の関係でありまして、同指針の中間年である今年度に改訂を行い、今後の建設業の進むべき方向性を見直すこととしています。

4つ目は、「経営支援センター」への支援で、(社)岩手県建設業協会に設置されている経営支援センターを行うコーディネーターによる相談やアドバイザー派遣による企業への経営指導等の事業を、県として支援することとしております。

平成17・18年度は、構造改革の推進を目指して、以上の事業を中心に取組みを継続いくこととしております。

○建設業を取巻く現状

- ・国、地方を通じた厳しい財政状況により、近い将来、建設投資が大きく回復することは期待できない。
- ・建設投資は減少、県内建設業許可業者数は増加傾向、建設投資額と建設許可業者数のバランスの崩壊が一層進行
- ・建設業従業者数は減少、建設業における雇用環境が一段と厳しくなっている。
- ・県内建設業の倒産件数は、依然として高い水準で推移

○課題 構造改革の必要性

- 企業に求められるもの
自己責任・自助努力による経営基盤の強化・雇用改善への取組みの積極的な推進
【公共事業に過度に依存しない経営体質の強化】
- 建設業団体の役割
経営基盤の強化・雇用改善への取組みを積極的に推進する企業への支援
- 県の役割
国・市町村等との連携を図りながら、建設業団体・企業への支援及びそのための環境整備
【経営体質の強化に意欲的に取り組む企業への支援】

建設業構造改革推進プロジェクト(H17~18)

■新技術等開発促進事業

- ・県内企業が独自に開発した新技術、新工法、新商品について、公共事業で利用可能かどうかを評価した上で登録を行い、県営工事でモデル的に使用し、今後の販路拡大、活用機会の拡大等を図る。

■新建設産業創出モデル事業

- ・新分野進出等に意欲的・先進的な取組みを行っている企業の表彰制度を創設するなど、企業の経営体質強化への取組み意欲を喚起し、建設業の構造改革を推進する。

■新しいわて建設業振興指針

- ・「新しいわて建設業振興指針」の中間年である平成17年度に、「建設業振興緊急アクションプログラム」の検証を踏まえた改訂を行い、今後の建設業の進むべき方向性を見直す。

■「経営支援センター」への支援

- ・コーディネーターによる窓口相談
- ・経営革新講座(企業連携、新分野・新市場開拓等)
- ・アドバイザー派遣による経営指導(企業合併連携等促進協業化、新分野・新市場開拓、新技術・新工法開発への支援)

建設業の構造改革の推進

岩手県の多自然型川づくりの取組み

一級河川砂鉄川における

緊急治水対策の取組みについて

—いわての河づくり研究会事例紹介資料より

概要

■ 台風6号とは

平成14年7月の台風6号は、東北地方の太平洋沿岸を北上し、7月11日13時に岩手県に最も近づき、東北地方に停滞していた梅雨前線の活発化に伴い岩手県内ほぼ全域に大雨がもたらされました。

特に砂鉄川流域における総雨量は、摺沢雨量観測所で192mmを記録し、砂鉄川や支川の猿沢川と山谷川が氾濫し、床上浸水743棟、床下浸水222棟、浸水面積529haの大きな被害を受けました。

■ 被害状況写真

当時の被災状況をまずご覧下さい。

写真①は、一関市町地区の様子を写したものですが、左手側が上流となり、ここが「名勝猊鼻渓」となります。猊鼻大橋から東山大橋の間が東山町の街中で浸水している状況がお分かりになるかと思います。右手のほう（東山大橋から十二木橋の間）には三菱マテリアルの工場がありますが、この工場の下流右岸側は、堤防がないため陸中松川駅のほうまで浸水しています。

写真④は、高台から街中を見たもので、写真手前が長坂幼稚園で相当浸水していることが分かりますし、橋梁部では橋桁下まで水が上がっている様子が分かるかと思います。写真⑤は、街中の浸水状況で、結構な水深になっているのが分かるかと思います。

写真⑥は、下流のほうにある十二木橋の出水状況で、橋桁下まで水があがっているのが分かるかと思います。

①



一関市東山町長坂町地区

②



猊鼻レストハウス付近(一関市東山町長坂)

③



砂鉄川・猿沢川合流点付近(一関市東山町長坂)

④



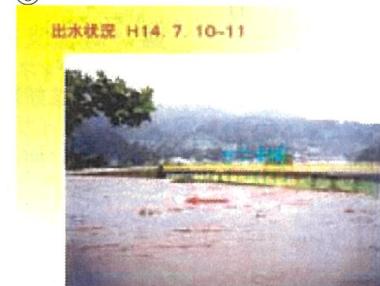
高台から猿沢川と谷汲川の合流点を撮影(一関市東山町長坂)

⑤



東山町支所交差点付近(一関市東山町長坂)

⑥

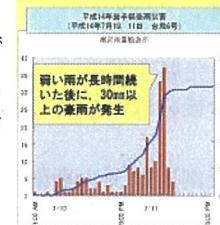


十二木橋下流左岸より撮影(一関市東山町長坂)

台風6号とは

戦後3番目に大きな台風でした。

平成14年7月12日0時
綱走市の北西約30km付近で温帯低気圧に変わりました。



■ 被災原因と事業区分

これらの被害を受けたことから、抜本的な治水対策を講じるために東北地方整備局・岩手県・自治体が連携し、上下流一貫した砂鉄川緊急治水対策を進めることがなりました。図1の左側半分は、国で整備を進める区間です。右側半分が岩手県で整備を進める区間で、この一番右端の区間が今回紹介する事業区間となります。

先ほどの右側の部分を簡単に表したもののがこの図2です。事業区間としては、この略図の左側にあるタカケイスタンド付近から名勝猊鼻渓入口付近までの総延長4,800m、内訳として砂鉄川が3,400m、支川の山谷川が330m、もう一つの支川の猿沢川が1,070mとなっています。この事業は、速やかに再度災害を防止するため事業期間が平成14年度から平成18年度までの5箇年という短期間で事業を進めることとなります。事業費は、93億8千万円となっています。



何故、このような被害を受けたかといいますと、堤防がない箇所があったことと洪水を流せるだけの河川断面がなかったためでしたので、今回の事業では堤防が無い箇所に堤防を築くことと、洪水を流せるように河川断面を大きくするための掘削（河道掘削）を行い、平成14年7月の台風6号のときと同じ規模の洪水に対して、二度と災害が起こらないようにするものです。また、堤防を守るために護岸工を施工することとしています。

事業を実施するにあたり、よりよい砂鉄川とするため、「砂鉄川治水懇談会」（沿川住民ら15名による懇談会）と「生態系に配慮した砂鉄川河道計画検討委員会」（地元関係者と学識経験者6名による専門委員会）の2つの検討の場を設けました。「生態系に配慮した砂鉄川河道計画検討委員会」は、生態系や景観など河川環境に配慮した川づくりのための委員会を学識経験者及び地元関係者の6名で構成され、合計3回の委員会で討議していただき、川の縦断

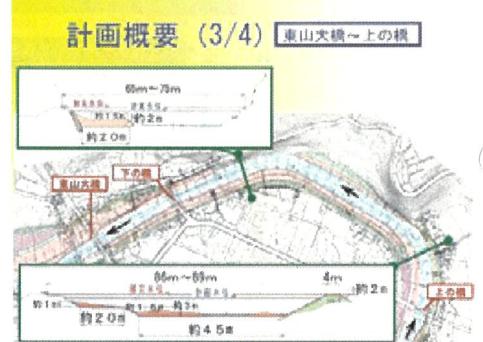


方向の環境空間を保全するため、水域における瀬や淵、河岸（水陸推移帯）の樹木や草地の生育空間を残すこと、川の横断方向の環境空間を復元するため、工事後の河岸に対して自然河岸としての環境を保全し、食物連鎖の最上位に位置する猛禽類や中形哺乳類までを含めた生態系に配慮することとの提言をいただきました。このような提言を受けて、掘削する箇所の水際部を少し山のように残し、水域から陸域への移行帯の確保や濁水の流出の軽減を図ることとともに現地の表土を確保しておき、護岸工の中詰めや覆土に利用し在来植物の復元を図ることとしています。



■ 計画概要

事業下流部についてですが、普段水が流れている部分は極力手をかけないようにしています。街中のところ（右図の下流の部分）では左岸側には住宅が堤防沿いにあること、右岸側は山が迫っていること、そして川幅が上下流に比べて狭くなっていることから護岸勾配を急にするとともに、高水敷を撤去する必要があります。この上流部（右図の上流部分）では、川幅がやや広いため左岸側の高水敷を少し下げるとともに川底を少し掘り下げ、右岸側に堤防を築くこととしています。さらに上流部では、川を掘り下げるとともに、右岸側の高水敷を少しあげることとしています。



■ 護岸工の紹介

各種の護岸工を施工していますので紹介します。

写真①は、山谷川合流点の上流左岸側ですが、堤防勾配が2割で、「環境保全型ブロック張工」を施工しているものです。表土を確保しておくことが重要です。ブロックの中詰め材は、川底下は土砂、水際部分は栗石、それより上は表土を使っています。なお、表土を入れた部分には流出防止ネットも合わせて張っています。この完成時期は、今年の3月中旬です。なお、右側の小山のようになっている部分が、提言に基づき現況の水際部を残しているものです。



写真②は、街中の箇所で、先ほど説明したとおり川幅が上下流に比べて狭いため、護岸勾配を5分としています。また、ブロックの直高が5mを超えるため「環境保全型大型ブロック積工」としています。仕上げで水際部に置石を配置して水際線が单调とならないように配慮しています。

写真③が、置石の状況をアップで写したもので。写真④は、山谷川合流点上流右岸側で、「ヤシ纖維被覆連結ブロック張工」を施工しているものです。ブロック表面には、確保しておいた表土を厚さ10cmで覆土しています。

写真⑤を見ていただくと分かりますが、このブロックの特徴としては、通常のコンクリート製品ではなく、空隙のあるポーラスコンクリートを用い、その表面にヤシ纖維を被覆しています。これを設置し覆土するわけですが、施工直後に出水により覆土が流された場合でもヤシ纖維の空隙に土砂が補足され、他のものに比べて植生の回復が早い利点と、ポーラスコンクリートですので植物の根がこの空隙に入り込み、しっかりと定着することが確認されています。



■ 木工沈床

支川山谷川と砂鉄川の合流点に、木工沈床工を施工しています。この木材は、一関市大東町産のカラマツの間伐材を使用しています。木工沈床工の上面の高さを計画の川底より低めに設置し、その表面に川中の土砂を被せてみました。合流点部であることから、自然と川底が掘れてきて、川底が変化に富んだものとなることを期待しています。また、こうすることにより常に木材が水中にあることにより腐りにくくなります。

■ 環境調査

工事を実施する前に、砂鉄川沿川の環境調査を実施して、このような貴重植物が生えていることが分かりました。この中で、工事の支障になる箇所にあった「コウモリカズラ」と「ツルカメバソウ」については、移植を行い保全しています。また、施工業者と一緒に勉強会も開催しています。

これは、移植をしている状況です。植物のほかに「カワセミ」が確認されている箇所がありましたので、今年の工事では「カワセミ護岸」の施工をする予定としています。なお、現在の進捗状況ですが、今年度末で事業費ベースで約80%となります。



貴重動植物に対する取り組み

環境コンサルタントを講師に招き、
勉強会を開催(施工業者・発注者対象)



貴重動植物に対する取り組み

環境コンサルタント立会・指導のもと貴重植物移植



県土整備部の予算の状況

1 県土整備部の公共事業費の推移

表1は一般会計に対する県土整備部の決算額を示しています。本県の一般会計は平成13年度の9,445億円をピークに年々減少し、平成17年度には、7,708億円と平成13年度と比較すると、1,737億円の減額となり、率にして、18.4%の減となっております。県土整備部の予算は、平成10年度の1,715億円をピークに年々減少し、平成17年度には、961億円と平成10年度と比較すると、754億円の減、率にして44%の減となっています。県予算に占める部の予算の割合は、平成10年度以降減り続け、平成17年度には、12.5%と平成10年度と比較すると、6.1ポイントの減となっています。なお、この部の予算には、今年度から公共事業の組織の一元化に伴い、環境生活部及び農林水産部から移管された道路、海岸、汚水処理関係事業の117億円は含まれていません。

表1 一般会計に対する県土整備部決算額

一般会計(決算額)

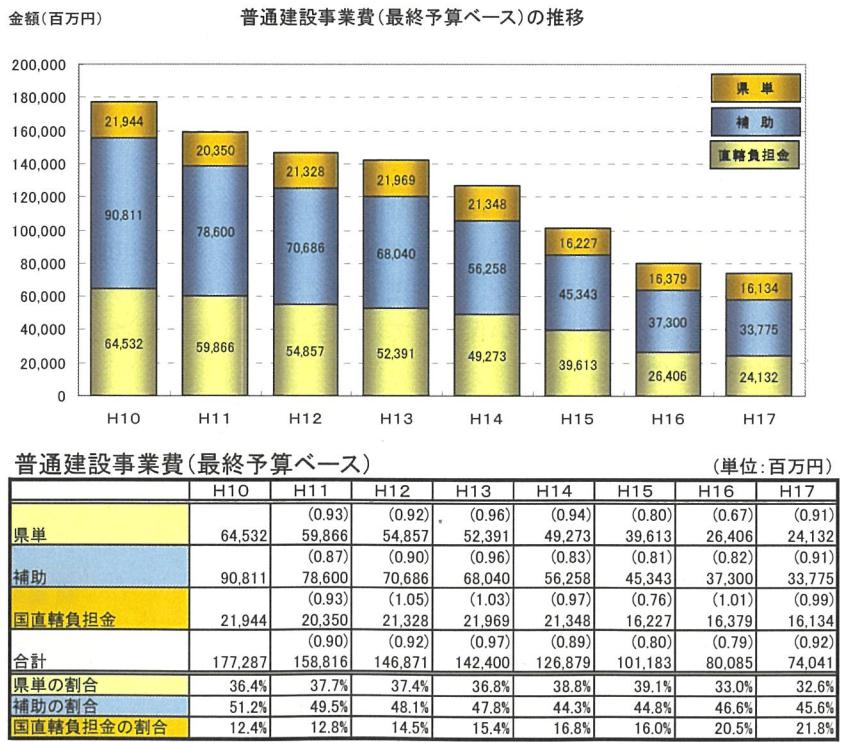
(単位:百万円)

| | H10 | H11 | H12 | H13 | H14 | H15 | H16 | H17 |
|----------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 県一般会計 | 923,119 | 929,002 | 941,194 | 944,492 | 895,833 | 831,513 | 785,667 | 770,842 |
| 県土整備部 | 171,453 | 163,953 | 157,924 | 160,893 | 152,027 | 122,395 | 106,942 | 96,072 |
| 県土整備部シェア | 18.6% | 17.6% | 16.8% | 17.0% | 17.0% | 14.7% | 13.6% | 12.5% |

※H17は9月現計予算。ただし、H17は公共事業の組織の一元化に伴う環境生活部及び農林水産部からの事業の移管分11,702百万円を除く。

右の図は、県土整備部の普通建設事業費について、「補助事業」、「単独事業」及び「直轄事業」別に、最終予算ベースでの推移を示した資料です。全体事業費は、平成10年度の1,773億円をピークに年々減少し、平成17年度には740億円と平成10年度の半分以下に減少しています。

一方、直轄事業費負担金は、平成10年度の219億円からほぼ横ばいの状態が続き、平成15年度以降は160億円台となり、平成17年度には161億円まで減少いたしましたが、その減少率は約26%に止まっております。



※上段の()書きは対前年度に対する伸率。H17は9月現計。

2 県土整備部事業実施箇所数

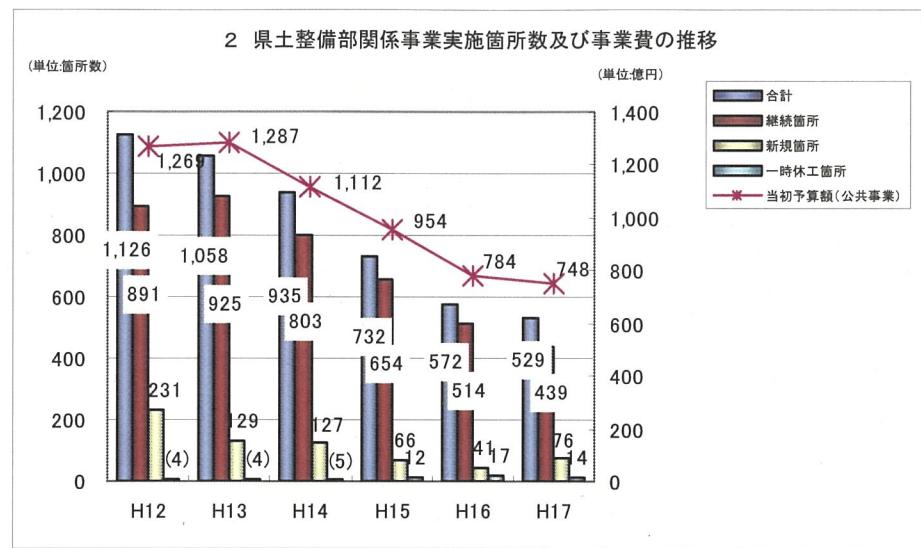
右の図は、県土整備部が実施する公共事業について平成 12 年度から平成 17 年度までの事業実施箇所数及び、当初予算ベースの事業費の推移を示した資料です。

ご覧のとおり、平成 14 年度から事業費及び、事業実施箇所数が大きく減少しています。

これは、危機的な県財政に対応するため、平成 15 年度に策定された「岩手県行財政構造改革プログラム」において、県の公共事業費を平成 16 年度当初予算については、平成 14 年度当初予算に対し 30% 削減するとされたことを受け、県の公共事業の約 7 割を所管する県土整備部の事業費についても、平成 14 年度の 1,112 億円から、平成 16 年度 784 億円へと 30% 減少するなど、事業費が大きく減少するとともに、それに伴い、実施可能な事業箇所も大きく減少しています。

「岩手県行財政構造改革プログラム」で定められた削減計画では、平成 17 年度以降は平準化を図ることとされていましたが、極めて厳しい財政状況を反映し、平成 17 年度当初予算においては前年度比 4.6% と、さらに削減される結果となっています。

事業箇所数を見ますと、平成 12 年度の全体事業箇所数が 1,126 箇所であったのに対し、平成 17 年度では 529 箇所と



半分以下となっているほか、新規箇所につきましても同様に 231 箇所であったものが 76 箇所と約 7 割も減少しています。

さらに、平成 14 年度までは予算の不足により一時休工する箇所というものはありませんでしたが、厳しい財政環境下にあるため、平成 17 年度には 14 箇所も発生するなど、事業費の減少が事業の実施に大きな影響を与えている状況にあります。

なお、県財政の状況が一段と悪化していることから、平成 18 年度の公共事業費につきましても、過日、更なる縮減を行うことと決定されたところであります。

3 平成 18 年度県予算シーリングの状況

平成 18 年度の県予算におけるシーリングについては、国庫補助金や市町村からの負担金等を除いた「一般財源」について、その限度額が設定されるのですが、右の表のとおり平成 18 年度予算シーリングにつきましては、「国直轄事業費負担金」は前年度の 97%、「公共事業」は「補助」が同じく 90%、「単独」は「公共事業以外の経費」と同様に 85% とされたところです。

| 区分 | シーリング |
|-------------------------|-------|
| 直轄事業費負担金 | 0.97 |
| 補助事業 | 0.90 |
| 単独事業 | 0.85 |
| (参考) 経常的経費、公共事業以外の投資的経費 | 0.85 |

地域の実情に応じた岩手の道づくり

一般県道元木江刈内線 岩手町江刈内

1.5車線的道路整備の位置づけ

1.5車線的道路整備は、交通量が比較的少ない路線において、その位置づけや機能に応じて地域住民との合意の上で進めていく道路整備です。進め方としては、「地域の実情に応じた社会資本整備の基本理念」に基づいて、地域住民と対話しながら進めることを基本としています。

なお、この場合の設計上の基本的な考え方としては、全国一律の基準（道路構造令）を守ることとし、安全面を十分考慮したうえでその弾力的運用も検討するものです。

また、1.5車線的道路は暫定的なものではなく、「地域にふさわしい道路構造」と考えています。

1.5車線的道路整備の概要

1.5車線的道路整備は、比較的交通量の少ない地域において、2車線にこだわらず、地域の実情に合った道路の整備を地域住民の参画・協働・理解・合意を得て進めるもので、1車線改良、突角の是正、待避所の処置などを効果的に組み合わせて実施するものです。

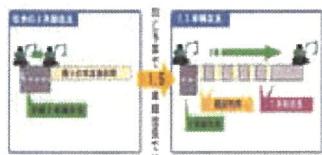
1.5車線的道路整備のイメージ



1.5車線的道路整備のメリット

①早く開通します！

今ある道路をそのまま活用したり、改良の規模が小さく済むため、工事費が安くなり、早く開通させることができます。



②自然環境への影響・負荷を軽減できます！

改良の規模が小さく済むため、自然改変が少なく、自然環境への影響・負荷を抑えることが可能です。

③より安全に通行できます！

急カーブへの対策や、待避所の整備により、より安全に通行することが可能となります。

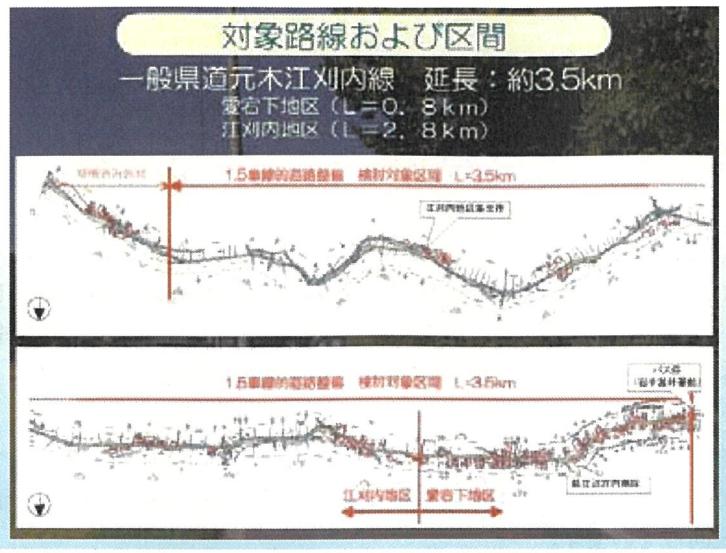
計画の概要

○とにかく狭い！元木江刈内線

一般県道元木江刈内線は岩手町と葛巻町を結ぶ生活道路です。岩手町側の入口付近は民家が張り付いているためある程度交通量がありますが、葛巻町側に入るにつれて民家が散在し、交通量が少ない状況となっています。しかし、普通車同士がすれ違えない区間や見通しの悪い箇所が多く、事故が絶えません。昨年は通学の子供との接触事故もありました。

○ 1.5車線的道路整備（早い！安い！安全な道路！）

計画区間は岩手町入口から3.5km区間です。全体として交通量が少ないため、2車線改良は行なわず、普通車のすれ違い困難箇所の拡幅、待避所の設置、見通しの悪いカーブの解消などの1.5車線的道路整備を行います。このため事業費も少なくすむため、早く、安く、地域の実情に応じた安全な道路を作ることができます。



第1回住民懇談会

10月24日に区内内町内会の役員の方々に出席をお願いし、第1回住民懇談会を行いました。会議室で簡単な説明をした後、役場バスで現地調査を行ない、再び会議室で意見交換を行いました。予定区間を車で走りながら撮影したビデオを用意し、これを見ながら要望等を聞けたので懇談会をスムーズに進めることができました。

地元の皆さんのが協力的だったので、第1回懇談会の目的である合意形成はできたと思います。今回の意見・要望をもとに道路計画の素案を作成し、第2回懇談会で提示する予定です。



10/24

第1回懇談会

- ・現地見学
- ・対象区間における問題・課題の把握

11月上旬
(予定)

第2回懇談会

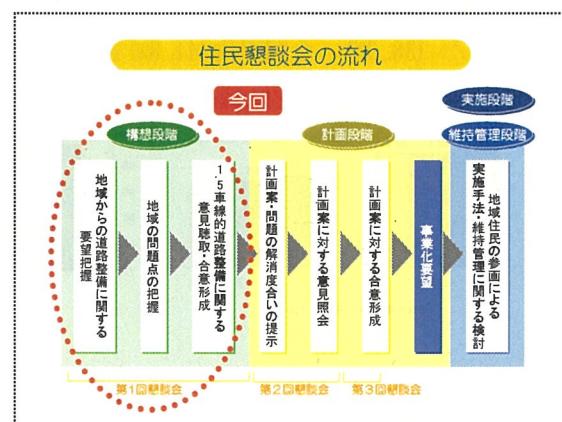
- ・概略計画(案)の提示
- ・意見収集

12月上旬
(予定)

第3回懇談会

- ・概略計画(案)の修正版の提示
- ・合意形成

事業化要望



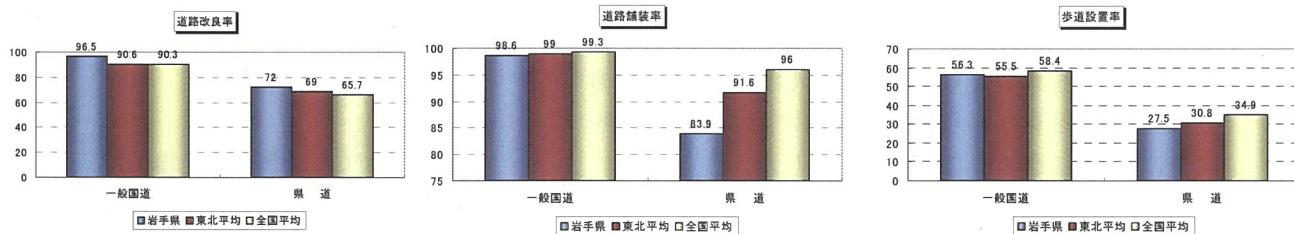


公共土木施設の整備水準

本県の公共土木施設の整備水準は、東北や全国と比較するとどのようにになっているか紹介いたします。本県の整備率は、道路の改良率のように高いものもありますが、道路の舗装率や街路整備率、河川改修率などは全国平均より低くなっています。とりわけ下水道の整備については大きく遅れています。

(1) 道路の整備(平成15年度末現在)

- 道路の改良率は、国道が96.5%、県道が72.0%であり、東北平均(国道90.6%、県道69.0%)、全国平均(国道90.3%、県道65.7%)をやや上回っています。
- 道路の舗装率は、国道が98.6%、県道が83.9%であり、東北平均(国道99.0%、県道91.6%)、全国平均(国道99.3%、県道96.0%)をやや下回っています。
- 歩道の設置率は、国道が56.3%、県道が27.5%であり、両方を合わせた設置率が38.1%となり、東北平均(38.9%)、全国平均(41.8%)を下回っています。



(2) 街路の整備(平成16年度末現在)

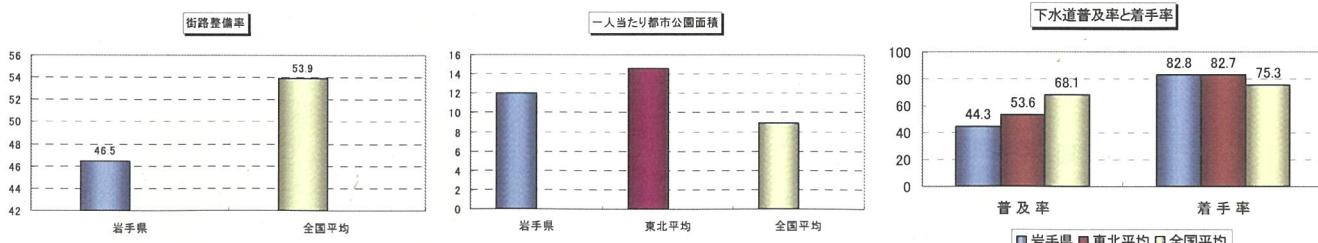
- 街路の整備率は、46.5%であり、全国平均の53.9%(平成15年度末)に比べて整備が遅れています。

(3) 都市公園の整備(平成16年度末現在)

- 都市公園の一人当たりの面積は12.0m²であり、東北平均より2.6m²少なく、全国平均より3.1m²多くなっています。

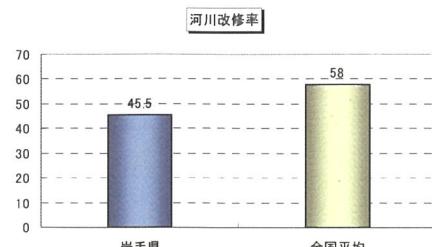
(4) 下水道の整備(平成16年度末現在)

- 下水道の普及率は、44.3%であり、東北平均より9.3ポイント、全国平均より23.8ポイント低く、整備が大幅に遅れています。下水道工事の着手率は82.8%(48市町村)であり、東北平均を0.1ポイント、全国平均を7.5ポイント上回っています。



(5) 河川の整備(平成16年度末現在)

- 河川の改修率は、45.5%(国管理河川40.7%、県管理河川46.4%)となっており、全国平均の58.0%(平成14年度末)に比べて大幅に整備が遅れています。



美しい 県土整備 TOPICS



北日本造船㈱久慈工場の起工式を開催！

久慈地域／10月5日(水)

北日本造船㈱の久慈港半崎地区への企業立地に伴い、久慈工場起工式が10月5日(水)に久慈市夏井町半崎地内で開催されました。当日は、北日本造船㈱の東社長をはじめ、副知事や久慈市長、工場建設関連業者が出席しました。

久慈工場では、主に3万トン級ケミカルタンカーの船殻ブロック(船の胴体を輪切りに製造したもの)を製造し、その後、八戸市の工場に海上輸送して組み立て、内装工事等をして船を完成させることになります。今後、10月に工事着手し、18年6月の本格操業を目指します。



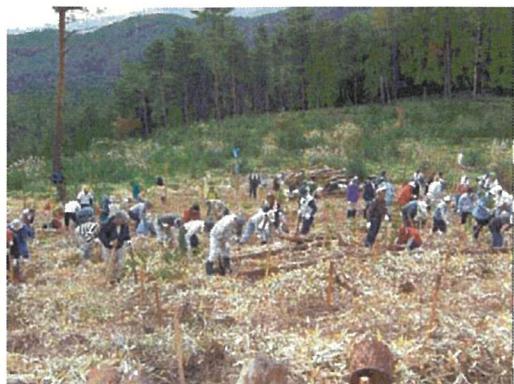
水沢市大町社会実験のイベントを開催！

水沢地区／10月9日(日)

水沢市大町地区では10月1日から1カ月間、歩道に休憩スペースの設置とあわせてイベントなどを実施し、「人の動き」を調査する「水沢ハートフル空間づくり・地域主体の道活用社会実験」が国土交通省の05年度「社会実験」事業を活用して、地元主体により実施されています。大町アーケードお休み処では、ガレージセールやミニライブ、琴の演奏会、ヨーガ体験教室など様々なイベントが開催されました。

今回企画されたイベントが、地域住民の意向を捉えたもので地域の人が主人公であることから、参加者や来訪者の満足度も高いようです。

こんなことがありました…



環境の森ヘミズナラ500本&森の環境塾を開催！

釜石地域／10月8日(土)

水と緑をはじめとする豊かな自然環境を次の世代に引き継ぐことを目的に「森の環境塾」等が釜石市唐丹町で開催されました。この取組は、森川海条例の流域基本計画(釜石・大槌地域流域ビジョン)に基づき10月に唐丹地区の環境保全協議会が設立したことを記念して開催したもの。

当日は、唐丹地区の流域住民等150名が参加し、岩手県環境アドバイザーの指導により、ミズナラ500本とどんぐり100箇所を植付けました。植樹活動を通じて、森・川・海の全体のつながりについて、参加者の関心が更に高まったようです。



100万人の現場見学会が行われました！

盛岡地区／10月15日(土)

築川ダム建設事務所では、一般国道106号9号橋上部工架設工事現場で、10月15日(土)に八戸工業大学の学生等約40人を招いて(社)日本土木工業協会主催の「100万人現場見学会」が行われました。この見学会は、(社)日本土木工業協会の企画の一つとして全国規模で展開されているもの。当日はあいにくの雨模様でしたが、学生たちはエクストラドーズド橋での各作業の説明を熱心に聞いていました。

本工事は、2径間連続PCエクストラドーズド箱桁橋の張出し架設中であり、これまでに17プロックのコンクリートの打設が終了し(支間長131mのうち51m)、12本の斜材も3本目まで設置され、平成18年度中の完成予定で工事が進められています。

こんなことがありました…



「網張・松川周辺」秋の清掃を実施！

盛岡地区／10月16日(日)

紅葉シーズンを迎えるにあたり、来訪者へきれいな環境で美しい自然を楽しんでいただくため、昨年度に引き続き網張・松川周辺秋の清掃を実施しました。

盛岡地方振興局土木部と岩手出張所の合同開催で、一般県道零石東八幡平線の網張側と松川側を、それぞれ清掃しました。

清掃区間

網張側：網張スキーセンター駐車場から L = 3,720m

松川側：奥産道ゲートから L = 2,300m

盛岡地方振興局長も清掃に参加し、両側合わせて合計 66人が参加しました。



懐かしのYS-11型、花巻空港に姿を見せる！

花巻地区／10月24日(月)

花巻空港では毎年、国土交通省航空局による飛行場検査を受けています。この検査は、飛行場の航空灯火が正常に機能しているか検査するもの。

今回の検査のために飛んで機体は、懐かしの「YS-11型フライトチェック機」で、かつて花巻と東京、大阪、札幌便に 27 年間にわたりて使用されたものです。同機は、花巻空港の定期路線を 12 年前に退き、現在、国内での民間機としての使用は九州と離島との路線に 5 機を残すのみです。

毎年のように飛行検査でいわて花巻空港に姿を見せていますが、同機の見納めがそろそろ近いようです。



中央通り歩道等の落ち葉清掃活動始まる！

盛岡地区／10月17日(月)

10月17日(月)から一般国道455号(中央通)・内丸公園の落葉清掃ボランティア活動を始めました。昨年度は、県庁・県盛岡合庁職員が朝の勤務開始前の時間を利用して、県合同庁舎前から盛岡地方裁判所前までの両側歩道と内丸公園において実施していましたが、今年度は、国の合同庁舎・裁判所・盛岡東署のご賛同をいただき、一緒に活動をしています。

活動期間は、10月17日から11月24日頃まで毎週月曜・木曜(雨天中止)を予定しています。

落葉は、ビニール袋に詰めて公園内3箇所に集め、必要な方に自由にお持ち帰りいただいています。



除雪機械出動式！

盛岡地区／10月27日(木)

10月27日(木)、柏台松尾線松尾寄木チェーン脱着所にて盛岡地方振興局長、土木部長、岩手警察署長等の出席のもと、盛岡地方振興局の除雪機械出動式が開催されました。

式典では「冬期の交通障害を解消するとともに、冬期の路面状態が本県の第一印象につながることから、道路の除雪を受発注者共に安全に留意して無事故、無災害で取り組んで行きましょう。」と宣言した後、除雪車が冬の岩手路の安全確保に向け出動していきました。

Information

開催等 のお知らせ 1

●新分野進出等表彰事業を募集しています！

新技術・新事業への進出、新技術・新工法の開発等、経営体質の強化に意欲的に取り組んでいる建設業者を表彰します。皆様からの積極的な応募をお待ちしています。

【表彰対象者等】

■ 対象者

経営体質の強化に意欲的に取り組んでいる岩手県内に本社を有する建設業許可業者（以下「許可業者」という）及びその許可業者の子会社、関連会社・グループ等による事業経営体。

なお、関連会社等が単独で事業経営している場合、許可業者である建設業本体は対象となりません。

（対象とする事業例）

●建設業本体による単独事業

●建設業本体と子会社又は建設業本体と関連会社（又は関連法人）との共同事業

■ 対象とする事業期間

17年度については、事業の初年度ということを勘案し、取組み開始時期は問わないこととします。

■ 対象事業

「農林水産」、「環境リサイクル」、「保健福祉生活」、「建設（技術・工法、リフォーム等）」又は「その他（小売・飲食、サービス等）」の5つの事業分野とします。なお、事業の本拠（事業所・店舗・作業所等）が、概ね許可業者の本社が所在する広域生活圏またはそれに近接する市町村内である事業とします。

【応募方法等】

■ 応募期間 10月14日（金）～11月14日（月）

■ 応募方法 「平成17年度新分野進出等表彰事業申請書」のほか、必要に応じて事業を紹介する資料（パンフ・紹介記事等）を添付のうえ、郵送により提出してください。

■ 提出先 〒020-0873

岩手県盛岡市松尾町17-9 岩手県建設会館3階
(社) 岩手県建設業協会 経営支援センター

【お問合せ先】

県土整備部建設技術振興課建設業振興担当

TEL 019-629-5954

FAX 019-629-2052

開催等 のお知らせ 2

● 教えてください！いわての残したい景観

これからも大事にしたい、いわての美しい景観を、10月1日（土）～11月30日（水）を集中募集期間として随時募集しています。

皆さまから応募いただきました写真は、景観資源データベースとしてとりまとめ、都市計画課のホームページで公表しています。

皆様からの応募をお待ちしております。

<http://www.pref.iwate.jp/~hp0604/machi/nkeikan/nkeikan.htm>

■ 応募方法…（詳しくは上記HPアドレスを参照）

次の事項を記入し、応募用紙に写真と地図を添付のうえ、お送りください。

● 視点場（どこから）

…市町村名と、字名など誰でもわかるように記入願います。

● 視対象（何を、どこを）

● 選んだ理由

● 応募者のお名前、年齢、性別、住所、電話番号、職業

※地図は、ファックス等でもかまいません。

FAX: 019-629-9137

■ 応募に当たっての注意事項

●写真コンテストやランキングではありません

●応募者の名前は公表しません

●提出された写真は返却しません

●ご応募いただいたデータを、皆で共有できる財産にしていきたいと思います

■ お問合せ先

岩手県県土整備部都市計画課 景観担当

TEL: 019-629-5892(直通)

E-mail: AG0007@pref.iwate.jp

みんなの声

1 opinion/idea/proposal/recommendation

御所湖「尾入野湿性植物園」の美観を考えて
管理してほしい。

2005/7/1／文書

御所湖広域公園の維持管理については、豊かな自然に配慮しつつ、来園する皆様が快適に過ごしていただけるように努めています。

このうち、御提言のありました尾入野湿性植物園については、業務委託により毎年夏に1回除根等の作業を行っていますが、平成17年は春先の高めの気温や少雨等による気象の影響を受け、全般的に例年よりも植物の生育が進んだものと推測しています。

今後は、専門家の指導等も受けながら、草とがまについて最も効果的な時期に、除根・除草作業を行い、良好な環境の確保に努めます。

3 opinion/idea/proposal/recommendation

県内のガードレールの損傷部分を早急に修復してほしい。

2005/7/13／電子メール

ガードレールは、車両の路外への逸脱による乗員や第三者への被害の防止あるいは軽減を目的に設置している重要な道路付属施設であることから、破損を発見した場合は早急に修復するように努めています。道路施設の異状については、道路パトロール等により、変形・沈下等がないか点検し、常に良好な状態を維持するように努めていますが、道路利用者の皆様からの情報も貴重なものとなっていますので、お気付きの点があれば御連絡をお願いします。

県では、今後とも道路利用者の皆様が安心で快適な道路をご利用いただけるよう管理していきますので、御協力をお願いします。

2 opinion/idea/proposal/recommendation

アスベストによる健康被害が拡大しているが、対策が行われていない。アスベストの撤収を早急に実施すべきである。

2005/7/12／電話

国土交通省の全国調査に併せて、昭和31年頃から昭和55年までに建築された概ね1,000m²以上の建築物を対象として、建築物の所有者又は管理者による自主点検及び必要な改善を促すため、対象建築物の所有者又は管理者に対して、建築物からの石綿粉じん対策のリーフレットを送付して周知を図るとともに、吹付けアスベストの状況等について調査し、必要に応じて改修を指導するなど適切な措置を実施することとしています。

4 opinion/idea/proposal/recommendation

盛岡市に駐輪場を増やしてほしい。

2005/7/22／文書

駐輪場は、安全かつ円滑な交通を確保し又は公衆の利便に資するため必要性が高い場合に、地方公共団体や道路管理者が設置することとされています。しかし、県としては、市街地の県管理道路周辺の土地利用状況等から、駐輪場の敷地の確保が難しく、駐輪場を増やしていくことは、困難な状況です。

なお、国や盛岡市が駐輪場を整備することも考えられますので、御要望の趣旨を伝えます。

一方、駐輪マナーの向上については、関係機関と連携を図りながら、広報活動を通じて啓発を図っていきます。